

会 議 録

内容承認	公開・非 公開の別	<開催日>平成20年6月30日(月) <時 間>15:30~17:20 <場 所>岸和田市役所新館4階 第2委員会室	<傍聴人数> 0名 <傍聴室> 第2委員会室
富野委員長			
承認	公開		

<名称> 第7回(平成20年度第1回)岸和田市自治基本条例推進委員会

<出席者>

(自治基本条例推進委員会委員出欠状況)○は出席、■は欠席

富野	山口	松村	西出	木下	野	原	片岡	桜井	中村	鈴木	西村	次井
○	○	■	■	○	○	■	■	○	○	○	○	○

事務局)企画調整部:谷口部長、企画課:西川課長、梶野主幹、池内担当長、菅本主査、陣川
関係課)総務管財課:赤松課長、寒川担当長

<議題>

- (1) 建議書案の最終確認
- (2) 市長への建議

<概要>

- 自治基本条例推進委員会(以下、推進委員会という。)作業部会で取りまとめた建議書案について、意見交換を行い、建議書案の最終確認を行った。
- 市長へ建議した。

- 事務局より、資料に基づき、推進委員会作業部会で取りまとめた建議書案の報告を行う。
- 以下、意見交換及び建議書案の確認

(委員長)

この推進委員会は全国で初めての試みであり、緻密な議論、委員の熱意、行政の意思、どれも素晴らしい動きであったと感じている。市民と行政がともに自治基本条例を見守り、また育てている行動が、今後の全国の自治基本条例推進体制のモデルになり得ると思う。

それでは各項目ごとに確認していく。

○【3条】【9、10条】【13条】 訂正なし

○【14条】

(委員)

府が2分の1、市が2分の1の割合で助成金の予算をとっている場合、府の補助金がカットになると市の補助金も財務規則によりカットになる。府の補助金がなくなれば、岸和田市がその分を補填することはできない。市長の判断があれば補助することができるということだが、財務規則がある中で、補助金がカットされても、市が独自に助成金を出せるのかどうか伺いたい。

(事務局)

府の補助がカットだから、市もカットということはない。全て市の持ち出しで実施することもある。

(委員)

財務規則に「府の補助がなければ、市も支出しない。」というようなことが記述されている。
今回の大阪府のPT案で補助金カットになり、かなり問題になった。

(委員長)

いったん議論を保留して、事務局は財務規則についての確認をお願いしたい。

(議論を保留し、財務規則について財政課に確認)

(委員)

「必要があれば」の文言を削除できないか。

(委員長)

「必要があれば」という文言は、必要かどうかの判断をここではしなかったということであると思うが如何。

(副委員長)

自民党でコミュニティ基本法の議論があり、それを受けて、総務省でコミュニティ基本法の研究会が設置された。行政の責任をコミュニティに押し付けるものとの意見もあるが、コミュニティを大切にしたいから推進していきたいとの考え方もあり、まだ結論に至っていない。ここでコミュニティ条例について、十分議論できていないのであれば「必要があれば」という文言を入れておくのが良いと考える。

(委員長)

それでは「必要があれば」という文言はそのまま入れることとする。

○【15条】【16条】【18条】【19条】【21条】【22条】【23条】【24条】 訂正なし

○【25条】

(事務局)

建議書案では「組織へんせい」の漢字を「編制」としているが、自治基本条例の条文では「編成」という漢字を使用している。どちらの漢字が良いか議論いただきたい。

(委員)

自治基本条例の条文では「編成」を使っているので、「成」で良いのではないか。

(委員長)

行政側は厳密な使い方をしたいということで「編制」としたのであるが、一般市民は「編制」という漢字を使ったことはないのではないだろうか。市民感覚を踏まえてどちらの漢字にするか結論を出したいが、法律的に「編制」とした方が良いというようなことはあるか。

(事務局)

特にない。辞書に「組織のへんせい」は「編制」となっていたので、「制」を選んだ。

(副委員長)

軍隊等のがっちりした組織には「制」を使うが、行政の組織には「成」を使う場合が多い。

(委員長)

それでは「成」の方の漢字で提案させていただいてよろしいか。

全員了承

○【26条】【27条】【28条】 訂正なし

○【他の自治基本条例各条項についての記述】

（委員）

建議書の中で、この程度の位置付けでよいのか。今回の結果のみの記述にとどまっているので、今後の課題として残っている旨の記述を加えたい。「特に課題なしと判断した」という表現にすると、他は全く問題ないというニュアンスにとられる恐れがある。

（委員長）

それでは、「検証の結果、建議には至らないと判断した」または、「今後の課題として検討を委ねることとした」はどうか。

（委員）

委員長の２つの案を合わせた表現が適当だと考える。

（事務局）

「現状では特に建議には至らない」ことの判断には異論はない。しかし、「今後の課題として検討を委ねることとした」という表現はニュアンスが違うのではないか。その表現では、今回検討した結果、課題が残っているという意味になる。そうではなくて、検証した結果、何らかの形で条例や制度が存在したから建議には至らなかったのであって、「今後の課題として検討を委ねる」というものではないと考えるので議論願いたい。

（委員長）

現状では課題として残っているのではなくて、建議に至るような重要な問題点ではないと判断したという解釈でよいか。

（事務局）

そうである。

（委員）

事務局の見解は理解できるが、推進委員会としては、継続して検証したい旨の文言を含めたい。

（委員）

推進委員会は今後も継続していくもので、その中で、今回建議する条項も含めて再度検証していく予定であるので、あえて記述しなくてもよいのではないか。

（委員）

現在の課題は全て検証したという前提で最後の文章を表現したい。○○委員の意見に賛成である。

（副委員長）

付帯意見で次期推進委員会の必要性という項目があるので、そこを確認してから議論に戻ってはどうか。

- 事務局より財務規則についての調査報告

（事務局）

財政課に確認した結果であるが、財務規則第 14 条第 2 項によると「収入が歳入予算額より減少し、又は減少するおそれがあるときは、市長が特に必要と認めた場合を除き、その減少の割合に応じて執行しなければならない。」とある。実際に国庫支出金とか市債を基に予算立てをしているが、府の P T 案や国の急な削減があった場合、市が行っている事業を全てやめてしまうのかというと、そういうわけではなく、市民サービスとの関係があるので、例えば別の事業を取りやめてそちらに予算を回したり、市の単独の予算を捻出する等様々な対応を考えた後、最終的には市でその事業を執行するか判断を行うということになっており、財務規則第 14 条はあくまでも基本的な規定であるという見解であった。

(委員長)

説明のとおり、市民サービスというのは予算削減等の外的要因で簡単に切り捨てられるものではない。本当に必要かどうか、財源等の折り合いを含めて、政治的に判断されるものである。

(委員)

今年の大阪府のPT案で一部福祉関係について補助しないことになった。よって、市の支出については財務規則により支出できないという判断であった。

例えばコミュニティ事業で、市独自に事業を行う場合、府の補助が無い状態で市の意思で実施することとなり、今までの事業とは別の事業として予算を組みなおさなければならない。今回は、市がこのような考えで事業を進めると理解すればよいのか。

(委員長)

市民サービスをどのように守っていくかは各市の財政当局の判断ではなく、政治的判断になる。岸和田市においても政治的判断を期待する。

(委員)

今回のPT案のような事態は想定していなかったが、14条の記述はこのままの内容でも読み取れると考える。あえて書き換える必要はないのではないか。

(委員長)

14条を取り上げて建議することは、政治的判断のひとつの要素になる。

(副委員長)

歳出予算があるが、それに対して歳入予算が入ってこない。財務規則上、原則支出することができなくなるため、その対応は政治的判断を踏まえて予算の補正等を行うこととなる。事務的な手続きの規定であるので、どうしようということは条文には記述していないという解釈でよいのではないか。

14条については「訂正なし」で了承

○【付帯意見・次期推進委員会の必要性】 後述

○【付帯意見・要綱について】

(委員)

条例化すべき要綱は、おそらく存在する。「可能性」という表現でよいのか。

(副委員長)

要綱の精査をしていないから分からない。しかし、あるかもしれないというのが「可能性」という表現になるのではないか。

(委員長)

要綱について全部チェックし、これは条例化すべきではないかという議論があれば明確に言えるのだが、議論していないことについて断定的に言うのはどうかと考える。

「訂正なし」で了承

○【付帯意見・行政委員会】

(委員長)

行政委員会は法律で設置される執行機関であるので、審議会とは性質が違う。そういう意味では行政委員会に準じて審議会が行われるのであり、この表現では立場が逆である。

(副委員長)

19条は市長及び他の執行機関に附属する審議会等の規定なので、執行機関である教育委員会

や選挙管理委員会等の会議をどうするという話をしているのではない。付帯意見は 19 条に準ずるといっているが、この表現は適切ではなく変更すべきである。

(委員)

「19 条に準ずる」という表現は確かに不適切だが、教育委員会等執行機関の審議会についても是非建議に含めたい思いがある。

(事務局)

「19 条に規定される審議会以外の行政委員会においても」という表現にすればどうか。

(副委員長)

「行政委員会等の執行機関」という表現が妥当と考える。

「教育委員会等の執行機関においても、第 19 条に規定する審議会と同様、公開できる…」とする。

○【付帯意見・各種行政計画】 訂正なし

- 「他の自治基本条例各条項について」の議論に戻る。

(事務局)

付帯意見・次期推進委員会の必要性の「自治基本条例が社会情勢に常に適合したものであるか等の検証が継続して必要である」の部分を「建議には至らないと判断した」の後ろに持ってくるのはどうか。

「上記以外の自治基本条例各条項は、検証の結果、当推進委員会としては現時点では特に建議には至らないと判断したが、今後とも自治基本条例が社会情勢に適合したものであるか等の検証が継続して必要である。」とし、付帯意見・次期推進委員会の必要性の を削除する。

- まとめ

(委員長)

これにて建議書が確定した。今すぐ事務局で修正した後、建議を行う。

みなさん、2 年間本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。